

宮城県農業農村整備事業等測量作業規程

宮城県農業農村整備事業等測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 7 年 7 月 18 日付け国国地第 39 号）を準用する。

この場合において、作業規程の第 1 条第 1 項中「農林水産省地方農政局が行う測量」とあるのは「宮城県が行う測量（農業農村整備事業等に係る）」と、同条第 2 項「農林水産省地方農政局の行う測量」とあるのは「宮城県の行う測量（農業農村整備事業等に係る）」と、それぞれ読み替えるものとする。